

大津市会計年度任用職員募集要項

【職種：発達相談員　こども未来部こども総合支援局　母子保健課】

令和7年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程(職務専念義務や守秘義務等)が適用されます。

1 募集人数 1人（週35時間勤務）

※週の勤務日数及び勤務曜日は相談が可能です。

2 募集職種 発達相談員　こども未来部こども総合支援局　母子保健課

3 業務内容

(1) 下記の配属先における乳幼児健診等業務

(勤務先) 1 明日都浜大津 大津市浜大津四丁目1番1号

2 和邇すこやか相談所 大津市和邇高城12

3 瀬田すこやか相談所 大津市大江三丁目2-1

(2) 乳幼児健診等における発達相談

(3) (2) の記録や記載の確認及び入力業務

(4) 乳幼児健診等に関わる事務作業

(5) 発達に関する個別相談、発達支援療育事業に関する業務など

※従事業務については応相談

業務内容の変更範囲：なし

4 募集対象

(1) 大学卒業以上（発達心理学、障害児心理学、臨床心理学等の心理学関係の単位を取得していること）

(2) 臨床発達心理士、臨床心理士、公認心理師等の資格所有が望ましい

(3) 新版K式発達検査の実施及び評価ができる方が望ましい

(4) 普通自動車免許(AT可)を有すること

※運転免許取得後1年以上経過していること

※運転免許取得の有無については相談が可能です。

(5) パソコン（ワード・エクセル）の操作が行えること

◎地方公務員法第16条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの

・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 応募受付期間

随時募集

6 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。

選考当日に下記の書類を持参してください。

- ①ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）
- ②写真を貼付した履歴書
- ③職務経歴書
- ④臨床発達心理士、臨床心理士、公認心理師等の場合は免許証（写し）
- ⑤臨床発達心理士、臨床心理士、公認心理師等以外の方は心理学関係の単位を取得していることがわかる書類
- ⑥自動車運転免許証（写し）

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで

【連絡先】大津市こども未来部こども総合支援局母子保健課

「会計年度任用職員採用担当者」まで

電話番号：077-511-9182

7 選考日時及び選考会場

応募受付時に日時を調整させていただきます。

8 選考方法

面接試験

※上記6に記載の選考当日の持ち物をお持ちください。

9 結果の発表

受験者本人宛に、選考後7日以内に合否通知を文書で発送します。

10 勤務条件

任用期間	任用日から令和8年3月31日まで 採用後、1ヶ月（実勤務日数が15日に満たない場合は15日まで延長）は条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
再度の任用	<input type="checkbox"/> 原則あり <input checked="" type="checkbox"/> 原則なし (職員の休業に伴う代替えのため再度の任用はありません。但し、休業期間が延長された場合は、更新する場合があります。)
勤務地	【通常の勤務場所】 明日都浜大津 大津市浜大津四丁目1番1号 【出張健診】 和邇すこやか相談所（月5回）・瀬田すこやか相談所（月3回）で実施する健診。

	和邇すこやか相談所 大津市和邇高城 1-2 瀬田すこやか相談所 大津市大江三丁目 2-1
勤務地 変更の 可能性	なし
勤務日	週 5 日（月曜日～金曜日） ※週の勤務日数及び勤務曜日は相談が可能です。
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
休暇	年次有給休暇 任用日数に応じて付与
勤務時間	・週 35 時間勤務（1日 7 時間×週 5 日）9時～17時 休憩 60 分 ※事業の実施状況により 8：30～16：30 や 8：40～16：40 などの勤務時間に変更する場合があります。
基本給	週 35 時間勤務 月額 249,181 円 ~ 265,031 円 日 7 時間勤務 日額 11,865 円 ~ 12,620 円
諸手当	通勤手当相当（片道 2km 以上の場合、上限月額 55,000 円又は上限日額 2,619 円） 時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険 (健康保険、厚生年金保険は条件を満たす場合に加入)
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週 40 時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）
その他	・給与等支給日：当月 20 日（日額は、翌月 20 日） ・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。